

# 令和元年 第3回猿払村議会（定例会）会議録

令和元年 9 月 10 日（火曜日）第1号

○議長（太田宏司君）：休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番、笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：通告に従いまして質問をいたします。

9月1日の防災の日に、新聞やテレビ報道による全国各地の防災訓練や過去の災害などのニュースにふれますと、改めて災害の恐ろしさと防災の重要性を認識させられます。特にここ数年、地球温暖化のせいか局地的な豪雨災害や地震などに見舞われています。

昨年1年間を振り返ってみても、6月の大阪北部でマグニチュード6.1の地震が発生し、震度6弱を観測し、都市機能が完全にまひしました。7月には200人以上が死亡し、平成最悪の豪雨被害となった西日本豪雨、9月には記憶にも新しい北海道胆振地方中東部を震源としたマグニチュード6.7の地震が発生、最も強い震度7の揺れを北海道で初めて観測され、札幌や胆振地方に甚大な被害を及ぼし、初めてブラックアウトというものを経験いたしました。

昨年は、日本列島各地での豪雨や地震などの自然災害が発生し、災害大国日本に住んでいる現実を改めて思い知らされました。南海トラフ巨大地震や首都直下型地震などに備えるため、災害に脆弱な重要インフラの再点検を進めるとともに、住民が日頃からの備えに努め、減災につなげることが急務になってきています。幸いなことに本村は地震や津波などの可能性が低い地域であるため、大きな災害を経験したことがありませんが、今や豪雨被害はどこで起きても不思議ではないと言われていています。村もブラックアウトを受け、脆弱だった通信についても早期に対策を講じてハード・ソフト面もしっかりと対策を練られていると考えていますが災害対応は行政による公助だけでは不十分で地域社会が連帯する共助や個人が取

り組む自助も必要になってきています。危険が迫ってからの対応では遅く、一人一人が日ごろからいかに備えるかにかかっていると考えます。そこで共助・自助の観点から自主防災組織が組織されていますが、村の組織活動のカバー率と自主防災に対する村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（太田宏司君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただいまの笠井議員ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初にご質問の答弁にさせていただく前に、議員の方からこの防災についてということがご質問いただきましたので改めて9月6日、1年前に胆振東部地震が起きました。その中でお亡くなりになられた方、また被災を受けられた方々につきましては皆様とともにお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。まだ、いまだに生活再建がままならないという方々もおられると聞いております。1日も早い復旧復興お願いしたいというふうに思っております。それでは答弁をさせていただきたいというふうに思います。まず、村内におきましては鬼志別地区を除く9地区で組織化がされており組織率につきましては、地区数で計算すると69%、世帯数では52%となっております。本村は、地区が広く点在しており行政が担う公助の部分が有事の際特に初動期においては行き届かないことも想定されることから共助を担う中心的組織となる自主防災組織の存在は特に避難誘導や避難所の開設、運営などの対応において欠かすことのできない組織であるというふうに認識しております。したがって、災害から住民の生命と生活を守るためには自分たちの命は自分たちで守るという自主防災あるいは地区防災の精神が不可欠であるということをお聞きいただきたく村長としても、継続的な啓発活動を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：活動カバー率については52%ということで実はこれ、前回、28年に1度質問、同じことをしているのですけれども、そのときもほぼ同じ、その当時は世帯数の絡みで58%という数字でしたがいまだに同じように鬼志別地区は組織されていないということなのですが、分けて特別な難しい問題とかあるのかなと思ひまして。それと、そのときの答弁の中で村の災害拠点が役場にあるということで備品も装備されているということで自主防災組織としての鬼志別町内4地区の組成がまだできていないという答弁だったのですが、それについては何かアクションとか何かそういうことを起こしたのか、その後ということをお聞きしたいと思います。

○議長（太田宏司君）：中山総務課長。

○総務課長（中山 誠君・登壇）：では、私の方から答えさせていただきたいと思ひます。

鬼志別地区の自主防災組織化に関してということですが、以前、ご質問あったということは私も把握をしております。その後の組織化に関して地域から相談があったですとか、あるいは行政、私どもから働きかけたという動きができていなかったのが現在に至るという状況でございます。しかしながら鬼志別地区は役場所在地ということで、ある程度公助でカバーできるという他の地区に比べればあろうかと思うのですけれども鬼志別地区につきましては、地区のエリアも広いという部分と避難所が7カ所ございまして、避難場所についても4カ所あるということでかなり広域にわたるという部分もありますので有事の際の職員だけの初動という部分には、限界があるものというふうを考えております。

たまたま、先月楽楽心でも避難訓練が行われまして、その際鬼志別南町内会の方に向け参加いただく機会がありました。そういう部分を通じて、今後の自主防災組織の必要性、行政との役割分担、その他の課題もあろうかと思ひますが、そういった分を行政の方である程度、整理をした中で行政から鬼志別連合自治会の方にアクションを起こすということで、組織化に向けた協議の方向を進めていきたいというふうを考えます。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：何も特別でアクションを起こしてないと。これからということなのですが、前回の答弁の中に一応100%を目標に掲げて早期に実現したいということだったのですが、実際その自治防災組織に対する必要性というものを鬼志別地区については認識してないというらえ方でいいのかな。その辺どうなのでしょう。

○議長（太田宏司君）：中山総務課長。

○総務課長（中山 誠君・登壇）：認識しないってということではないと思ひます。たまたま、行政と地域差でそういう防災に関しての話し合いをする場というものもを改めて持てていなかった。のは私の責任でもあると思ひますので、どちらから声掛けするかというのはあるのですが行政からきっかけをつくる形で組織化ということで組織を作ればいいということじゃなくて、問題はその後のきちっと動けるかというところが重要になると思ひますが、作ればよいかという考え方はなくてきちっと説明し理解を得た中で丁寧に組織化というところについては、今後早めに動いてもらいたいというふうを考えます。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：確かに自主防災組織のカバー率を管内全体を見てもやっぱり大都市というか行政の中心地以外はこと同じように組織しているという状況にはあると思ひます。私もその点、同じような考え方で自治体の公助の方である程度の対応ができるという考え方を皆さん持っているのだからと思うのですけれども、実際に災害はいつ来るかわからない訳で備えとしてはやっぱりきちんとすべきだと思ひます。

まず、村の第7次総合計画の中でも100%の目標を掲げている訳ですから、これは早急に達成している災害が来ても十分機能し得るような状況をつくるべきと考えます。自主防災組織の地域の安心安全を守る活動として、大規模災害時の初動対応のような避難住民の誘導や被災者の救援などの局面の協力が期待されています。

また、平常時の役割と災害時の役割の2つを通常持ち、平常時には仮に災害が起こったとしてもその予

想される被害をできるだけ軽減させるような活動、つまり予防的活動を行うことが求められます。

また、同時に災害が発生したときに備え、地域防災力が最大限に発揮できるような体制や状態を準備・用意するための活動を行い、一方、災害時はその時の状況に応じて地域の減災のために初期消火や救助・救護、災害時には避難誘導などを行い、またあらかじめ用意したさまざまな対策を機動的に行うことが役割となります。そのためには、活動の継続が重要と考えます。しかしながら、設立当初は一通り避難訓練なども行いましたがその後取り立てた活動もなく、支給された備蓄品などの更新・点検もままならないのが現状かと思われまます。

その点について、どうでしょうか。

**○議長（太田宏司君）：**中山総務課長。

**○総務課長（中山 誠君・登壇）：**組織化されている部分の活動実態についてというところの趣旨かと思えますので、答弁させていただきたいと思えます。まず経過といたしまして、平成20年度に浜鬼志別地区で組織化がされて、以降平成27年度までに鬼志別地区を除く各地区で組織化そのものがされております。村ではこういった活動支援するため、補助制度、防災訓練を実施、あるいは備蓄品の更新、防災士の資格取得費用に対するというメニューになっておりますが、こういった補助制度を設けております。制度の利用状況につきましては、残念ながら、初年度29年度は利用がありませんでしたが、昨年度につきましては浜猿払地区と浅茅野地区で防災訓練が実施された他、浜猿払地区では備蓄食料の更新ということでこの補助金を活用いただいております。また、本年度も防災訓練を計画している地区が現にありまして、総務課の防災担当と今協議を進めているところでございます。

しかしながら、今議員おっしゃいましたように組織化されているものの活動実態という部分では、精力的に活動を行っている地区という部分はやはり一部にとどまっているのではないかなというふうに感じておりますので、先ほどの村長の答弁とも重複しますが、やはり地域防災の理解を深めていただく、やはり行政として継続的に啓発活動、自主防災組織の重要性

必要性というところをきちっと丁寧に説明していくという部分がやはり必要なのではないかなというふうに考えております。

あと、その一環ということで防災知識を深め、自助・共助意識を高めることを目的とした宗谷防災講座ということで北海道などが主催して行われる部分なのですけれども、これが今年度猿払村11月ですけれども、開催される予定というふうになっております。この講座は出て丸1日使っていくんですが、災害に関する関係機関からの基礎知識の習得、あるいは『Do はぐ』ってご存じだと思うのですが、災害避難所運営ゲーム、ちょっとゲーム形式の災害図上訓練、行った部分を学ぶ内容というふうになっておりますので多くの地域住民の方に参加をいただきまして、こういった意識を高めるための一助になるという部分が期待しているというところでございます。

**○議長（太田宏司君）：**笠井君。

**○議員（笠井哲哉君・登壇）：**自主防災組織ですから、自らが防災計画を立てたり、地域課題を洗い出したり、住民相互の情報を共有化を図り、定期的訓練を継続するのが一番理想の形と私も考えるんですが、組織自体に組織を運営するマニュアル、あるいはノウハウというものを持ちあわせていないというのが現実であろうかなと思います。また、災害にあまり余り直面しないという危険意識の欠如も考えられます。そのことについては、行政側の積極的な関与があつていいのではないと思えますがいかがですか。

**○議長（太田宏司君）：**中山総務課長。

**○総務課長（中山 誠君・登壇）：**議員おっしゃるとおりかというふうに思えます。

以前、避難所運営マニュアルというものを村の方で作成をして各地域自主防災会の方に説明した経過はあるんですけども、当然1回きりの説明で理解できるものではありませんので、こういったものも活用しながら何らかの場を設けて、積極的にこういった部分の周知活動を続けていきたいというふうに考えます。

**○議長（太田宏司君）：**笠井君。

**○議員（笠井哲哉君・登壇）：**それで今まで地域活動を補助する形として地域担当職員制度というのがありましたけれども、去年、その村職員制度も各地区の

祭手の手伝いしかやることはないのだというような形で廃止になったと思いますが、今こそそういう職員を災害に特化した形で地域に密着させ自主防災組織の手助けとか、その辺を担ってもらおうというのは方法もあろうかと思いますが、それについてはどうですか。

○議長（太田宏司君）：眞野村長。

○副村長（眞野智章君・登壇）：答弁させていただきます。

議員おっしゃるように地域担当職員制度については抜本的な自治会へのいわゆる祭事とかそういうところでの活動を10年くらいの中でやってきたわけでございますけれども、そこについてはもう少し抜本的な改正をしたいというところでボランティア制度をつくり、今職員も一生懸命になって地域に出て活動をしているところでございますけれども、防災の部分については今後、先ほど総務課長、答弁させていただきましたけれどもマニュアルの中でしっかりとその辺の職員の役割の部分について明記をしながら協議をして、お示しをしたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：はい、理解しました。

災害対策基本法第5条第2項で市町村の責務というのがありまして、市町村長は当該市町村の区域内の公共的団体などの防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図る他住民の自発的防災活動の促進を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならないとあります。ですから、村も積極的にスピード感を持ってしっかりと進めていくことを期待いたします。

次の質問ですが、消防団は村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は他に本業を持ちながらも自らの地域は自らで守るといふ郷土愛の精神に基づき参加し、消防防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きいと考えられます。その一方で団員のなり手不足や高齢化、常備消防の機能の向上充実により消防団不要論の囁かれているところでございますが、地域における消防体制の中核的存在として、地域住民の安心

安全の確保のためには消防団が果たす役割ますます大きくなるものと考えています。

そこで村長の消防団の役割に対する考えをお聞きしたいと思います。

○議長（太田宏司君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、消防団の役割ということにつきまして、答弁をさせていただきたいというふうに思います。消防団の特性としましてはまず地域の密着性、それから動員・動員力、それから即時対応力などがありまして広範な行政区域を抱える本村においては常備消防の機動力だけでは有事への対応にも限界があることを含め消防団の役割は大変大きなものというふうに認識しております。これまでは火災時の初期消火活動や住民への予防啓発活動が主と考えられてきましたが東日本震災などの近年頻発する大規模災害における対応の重要性などから地域防災の担い手としての役割は大変大きくなっていると思っております。改めて、消防団員の皆様につきましては生業を持ちながら色々な場面でご確約ご苦勞されていることというふうに思いますので改めて感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：村長も私と同じようなホームページ見て勉強なされたのかと思われまうけど、平成25年の12月に議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのができました。概略を申しますと、目的として消防団を中核として防災力を強めるというもの。それから基本的施策として、消防団の強化を図る施策の2番目に地域における防災体制の強化とあります。それに沿ったような村の対応などがなされているのか、その辺をお聞きしたい。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：そうするに議員立法で決まった法律の中に。一応、概略全部読みますか。1. 目的ですが、消防団を中核とした地域、防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保を目的とし

て地域防災力の自立強化は消防団の強化を図ることにより、地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施する。また、他いろいろあるのですけど次、消防団の強化ということで、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないことができな代替性のない存在と規定し、消防団への加入の促進、消防団の活動の充実強化のための施策をする、消防団員の処遇改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設と、それから2番目の地域における防災体制の強化ということで市町村における防災に関する指導者の確保・養成、資質の向上と必要な資機材の確保、自主防災組織などの教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村により処置、自主防災組織に対する援助、あと、学校教育・社会教育における防災学習の振興などを目指すということです。

**○議長（太田宏司君）：**伊藤村長。

**○村長（伊藤浩一君・登壇）：**ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

大変勉強不足で申し訳ございません。その議員立法の中身については、正直今、議員の方から教えていただいたという状況でございます。ただ全体的な消防署員、それから団員の方々については事あるごとに研修なども含めながら、いろんな形の中で受講していただいたり、自己啓発を含めながらやっていたという状況だと思えます。ただ、あのこの後の質問に絡んでくるかもわかりませんが、資機材などの各種設備についてはやはり財政的な問題もありますけれども、各支署・分団などからの要請を極力聞き取りをしながら進めていきたい、進めて来ておりますし、進めて今後いきたいというふうに思っておりますけれども、ただ事細かなことについてはちょっと改めて私も勉強させていただきながら実際どこまでうちの消防署を含めて、消防団の方でこうやっていただいているのかということについては勉強させていただきたいふうに思っております。

以上です。

**○議長（太田宏司君）：**笠井君。

**○議員（笠井哲哉君・登壇）：**非常に範囲が多岐にわたるわけでどうのこうの追及してても始まらない問

題なのですけれども、とりあえず村としてその消防団やあるいは地域防災組織に対する援助支援というものも徹底してやってほしいということの一点なのですが、地域において、やはり消防団、自主防災組織の果たす役割というのは非常に大きいと考えております。同じ地域で重複する構成員もいるかとは思いますが、お互いに地域情報、要支援者を共有し、平時有事もしっかりと対応できるような取り組みをする必要があり、村としても適切な措置を講ずるよう努めなければいけないと考えております。また、消防団員及び団員スキルアップのための講習、訓練の充実を図るべきと考えます。例えば団員の消防学校への派遣を定期的に行うとか、消防庁や消防協会のツールなどを活用しての座学などの取組み、消防署員や防災担当者を活用して積極的に村が携わっていくべきと考えております。では、次に最後の質問になりますが消防団装備について改定がありまして、実際、その装備の状況についてお伺いしたいと思います。

**○議長（太田宏司君）：**伊藤村長。

**○村長（伊藤浩一君・登壇）：**平成26年2月に消防庁が定めた消防団の装備の基準という部分についてお答えをさせていただきたいというふうに思えます。この消防庁が定めた新たな基準に対応する各種装備品の整備につきましては、本村としては充足できていないというのが現状であります。国から示された装備基準をすべて満たすことが理想ではありますが、現実的には消防団の規模や財政面からみて厳しい部分もありますので補助事業などの活用も視野に入れるなど消防団とも協議する中で優先順位をつけながら本村の実情に見合った整備を今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（太田宏司君）：**笠井君。

**○議員（笠井哲哉君・登壇）：**実際に装備品について、ほぼ個人に対しての充足というのはなされていないというのが資料をいただきまして分かっていたのですが、今回の法律の改正と装備品の目安として示された基準なのですが、主な改正内容として双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実、トランシーバーなどですね。それから消防団員の安全確保のた

めの装備の充実、安全靴・ライフジャケットなどあります。そして、救助活動資機材の充実、チェーンソー・油圧ジャッキなど、教育・訓練の見直しを今後図っていくということですが実際基準に示された装備品を装備させるには、村長がおっしゃっているとおり、どれぐらいの費用が掛かるか、私も試算したわけではないのでわかりませんが、かなりの費用が必要と考えます。しかし、実際の火災や捜索出動時には、団員は自分の装備で活動しています。ゴム長靴で笹藪を歩いて人を探したりとか、火災現場で釘を踏んで怪我するとかそういうような状況も事実実際問題としてあるわけです。ですから、せめて消防団員の安全の確保のための装備品、だから安全靴ですね。そういうものについては費用も靴一足2万円ぐらい掛かるということなのですが、この消防団の安全を確保するため、早急に対処していくべきではないかなと考えておりますが、いかがですか。

○議長（太田宏司君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに議員のおっしゃるとおりかと思えます。大きな油圧切断機ですとかエンジンカッターとかチェーンソーとかいろいろなそれぞれの分団に全て置きなさいという形になっていますけども、安全という形の中でトランシーバーを含めて、うち消防団員が130名ほどいるかと思えますけども、その方すべてトランシーバーを配置できるかどうかこれから財政的なことも含めて検討していかなければならないと思えますけれども、今議員おっしゃられたとおり、まず安全を確保すると、身体的な安全を確保するという部分につきましては救助活動の資機材などでこのような形でありますので安全靴ですとかライフジャケットだとかそういうところから順次進めるかどうかということも含めながら来年度予算の中に盛り込んでいけるか含めて、これからの予算査定も入ってきますけども検討していきたいと、それから順次大きな資機材に関しては、どうかも含めながら支署、それから団の方とも協議、検討してまいりたいと思えます。

確かに長靴などを自己負担をしていただいて、火災現場に出ればほとんど焼け焦げて真っ黒になって

しまつてまた自己負担がふえて形になってしまうと非常に申しわけない形になりますので、そういう部分から順次進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田宏司君）：笠井君。

○議員（笠井哲哉君・登壇）：確かに村長おっしゃるとおり、装備品全てが団にとって必要なのかというと決して必要かどうかという判断は難しいかと思えます。

ですから、地域の実情に合ったような形で地域の分団に必要な資器材をそのような格好で随時やっていただければいいのかなと思えます。で、やっぱり団員の安全靴ですか。これは本当に早急に対処していただきたいと思えます。自主防災組織やそれから消防団の強固な連携によって地域社会の安心安全が機能させよう行政もしっかりとかかわってほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（太田宏司君）：暫時休憩いたします。